

平成21事務年度 金融商品取引業者等向け監督方針

金融商品取引業者等向けの監督事務の基本的考え方等を体系的に整理した「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」¹では、監督に当たっての重点事項を明確化するため、事務年度毎に監督方針を策定・公表することとしている。

本事務年度においては、下記の通り、「今後の金融監督の基本的考え方」に則し、①リスク管理と金融システムの安定と②顧客保護と利用者利便の向上の2点を重点分野と捉え、金融商品取引業者等との率直かつ深度ある対話に努めつつ、金融商品取引業者等の監督にあたることとする。

なお、本監督方針は、21年8月時点の金融機関を取り巻く情勢等を踏まえて作成したものであり、必要に応じ見直すこととする。

1. 金融危機の経験と今後の金融監督の基本的考え方

昨事務年度は、サブプライムローン問題に端を発する国際的な金融・資本市場の混乱が、米国大手投資銀行の破綻を契機として危機的様相を呈するに至り、その影響は金融・資本市場にとどまらず、我が国の実体経済を含めた世界経済全体に及ぶ一年となった。

本監督方針策定時点において、景気は、厳しい状況にあるものの、このところ持ち直しの動きがみられる。今後、我が国経済の持続的成長を図っていくためには、金融商品取引業者等が市場仲介機能を適切に発揮し、家計金融資産に適切な投資機会を提供するとともに、企業等に成長資金を適切に供給することが重要である。引き続き「市場強化プラン」²等に沿って、我が国市場における金融サービス業の活力の発揮と競争を促し、内外の利用者にとっての我が国市場の魅力を高めることに努める。

また、昨事務年度においては、ベター・レギュレーションの考え方を踏まえながら、金融危機への対応に取り組んできたところであるが、そうした取組みの中で、ベター・レギュレーションの重要性が再認識された。

したがって、本事務年度の監督行政においても、その運営に当たっては、ベター・レギュレーション（金融機関との率直かつ深度ある対話、対外的な情報発信、内外の経済金

¹ 当該監督指針は、金融商品取引業者（第1種金融商品取引業、第2種金融商品取引業、投資運用業及び投資助言・代理業）、登録金融機関、適格機関投資家等特例業者、外国証券業者、金融商品仲介業者、証券金融会社及び投資法人を対象としている。

² <http://www.fsa.go.jp/policy/bmi/index.html>

融情勢に関する情報の共有・連携、行政対応の透明性・予測可能性の向上等)を基本に据え、その一層の定着・進化を図ることとする。その際、以下の点に特に留意する。

- ① 各金融機関においては、将来を見据えた経営課題の認識と、経営陣による適切なリーダーシップの下での積極的な経営改善や適切かつ責任ある経営判断が期待される。このため、当局としては、従前にも増して、(イ)個々の金融機関や金融システムに内在するリスクを早期に発見するリスク感応度の高い行政(ロ)顧客保護や利用者利便の一層の向上に向け国民の目線・利用者の立場に立った行政(ハ)短期的な対応にとどまらず、国際的議論の動向も十分把握しつつ環境変化を展望し、中長期的な対応も並行して行う将来を見据えた行政(ニ)率直かつ深度ある対話や情報発信等を通じ金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政対応に努める。
- ② 証券取引等監視委員会を含む関連部署、自主規制機関及び日本銀行と一層緊密な連携を図るほか、多国間監督カレッジ等を通じた海外当局との連携に努める。
- ③ 専門的人材の育成・確保や研修の充実などを通じ、職員の資質向上に取り組むとともに、金融知識の一層の普及に努める。

2. リスク管理と金融システムの安定

我が国の金融セクターは、これまで海外に比べ相対的に健全性を保持してきたが、証券会社等の21年3月期決算にみられるように、内外の金融・資本市場の混乱や実体経済の悪化が金融商品取引業者等の収益環境等に影響を及ぼしている。こうした中で、金融商品取引業者等が市場仲介機能を十全に発揮し続けるためには、質の高いリスク管理を定着させることが必要である。当局としては、特に以下の点に留意し、各金融商品取引業者等の自主的な取り組みを促していくこととする。

(1) 証券会社等のリスク管理態勢

- ① 証券会社等については、20年4月に導入した早期警戒制度を的確に運用するほか、ビジネスモデルや直近の業況等を一覽的に把握し、業界横断的・時系列的な分析を行う。これにより、経営困難化のおそれがある場合には、早期の把握に努め、特に、業績悪化に伴う流動性管理への影響に留意する。
- ② 特に大規模で複雑な業務を行う証券会社等については、リスクの集中によって、金融システムに与える潜在的なリスクが高まっている一方で、組織の巨大化・縦割り化に伴って、グループ全体の経営管理が難しくなり、グループ全体のリスクの所在についても不明確になってきている。こうした証券会社等の監督に当たって

は、適切な経営管理(ガバナンス)の下で、グループベースでの強固で包括的なリスク管理を徹底させることが重要であり、それがひいては金融システムの安定にも寄与することとなる。当局としては、従前にも増して、リスク感応度を高めながら、グループ全体の市場リスク管理態勢、取引先リスク管理態勢及び流動性リスク管理態勢を検証する。

- ③ 証券金融会社については、特に、免許業務以外の収益源への依存度を高めている場合に、適切なリスク管理態勢が構築されているかを検証する。

(2) 各種ファンドへの対応

- ① 金融商品取引法で新たに規制対象となった集団投資スキーム(ファンド)について、可能な限り実態把握に向けた取組みを継続する。その上で、投資信託形態のものも含め、我が国におけるいわゆるヘッジファンド等の実態の把握に努める。
- ② Jリートについては、資金調達の状況等についてのモニタリングを継続するとともに、投資家に対する適切な情報提供を促す。
- ③ 金融システムの安定の観点から、証券総合口座用の商品として普及しているMR Fや、出し入れ自由な金融商品として普及しているMMF等の運用状況にも留意する。

(3) 信用格付業者規制の実施

本年6月の改正金融商品取引法の成立を受け、登録制の下で信用格付業者に対する規制・監督の円滑かつ適切な実施に向けて取り組む。

(4) 金融システムの健全性

上記のような個別金融機関レベルでの対応とともに、金融・資本市場における取引実態を踏まえ、日本銀行と十分に連携しつつ、リスクの集中状況や波及経路等を注視すること等を通じて、金融システム全体が持続的・安定的に発展が見込めるかという視点からの洞察にも努める。

3. 顧客保護と利用者利便の向上

顧客保護・利用者利便の向上は、国民経済の健全な発展に資するだけでなく、金融・資本市場及び金融機関に対する国民の信頼性向上を通じて、我が国金融システムの安定に資する取組みである。金融機関においては、顧客情報の厳格な管理、優越的地位の濫用の防止、利益相反の管理等、顧客保護の徹底による安心・信頼をベースに、顧客の目線に立ち創意工夫を凝らした金融商品・サービスの提供により競争力を高め

ていくことが重要である。

したがって、本事務年度においては、金融商品取引業者等による顧客保護・利用者利便の向上に向けた以下の取組みを重点的に検証する。

その際、我が国法令の下での取扱いが不明確であること等によって金融商品取引業者等の創意工夫が損なわれないよう、制度運用の透明性・予測可能性を高めるとともに、金融商品取引業者等の自主的な取組みを尊重し、インセンティブを重視する監督に努める。併せて、金融商品取引業者等が、短期的な利益追求や利益相反などにより、歪んだインセンティブに動機付けられていないかにも注意を払う。

また、必要に応じ、消費者行政を一元的に推進する役割を果たすことが期待されている消費者庁とも協力していく。

(1) 勧誘・説明態勢等

- ① 金融商品取引業者等においては、顧客から信頼され長期的な関係を構築できるよう、顧客目線に立った営業を徹底するよう促していく。このため、顧客の属性や経験に応じ、適切かつ柔軟な勧誘・説明を行う態勢を整備しているかを確認することとし、特に、投資信託・仕組債・デリバティブ等のリスク性商品の勧誘・説明態勢について検証する。
- ② 金融商品取引業者等における、顧客からの苦情・相談の処理態勢を検証する。本年6月に成立した改正金融商品取引法には金融ADR制度が盛り込まれていることを踏まえ、金融商品取引業者等に対し、当該制度の開始に向け必要な準備を行うよう促していく。制度開始前であっても、現行の自主規制機関等による自主的なADRの枠組みにおいて、苦情・相談処理態勢等が適切に整備されているかについても検証する。
- ③ 外国為替証拠金取引については、顧客財産の区分管理方法の見直し(金銭信託への一本化)、ロスカット・ルールの整備・遵守の義務付け、証拠金規制の導入等が予定されており、円滑かつ適切な実施に向けて取り組む。また、低スプレッド取引を提供する業者の勧誘・説明態勢等を検証する。証券CFD取引についても、その取引実態を注視する。
- ④ 本年6月にファイアーウォール規制を見直し、金融機関による自主的な利益相反管理体制の整備を促すプリンシプル・ベースの枠組みを構築したところであるが、これについて経営陣が主体性をもって、利用者利便の向上と利益相反の防止等の両立に向けて取り組んでいるか、検証する。

(2) 内部管理態勢(情報セキュリティ管理の徹底等)

- ① 金融商品取引業者等は、市場仲介者としての公共的な役割を担うものであり、適切な経営管理(ガバナンス)の下で十分な内部管理態勢を整備し、部門間の牽制

機能の発揮等を通じて適切な業務運営を確保することが求められる。こうした観点から、各社の態勢を検証する。

- ② 特に、顧客情報は金融商品取引及びその仲介の基礎をなすものであり、個人情報保護の観点からも、その厳格な管理を徹底する必要がある。また、法人関係情報の管理も、市場の透明性・公正性に対する信頼を向上させるため、厳格に行う必要がある。こうした観点から、経営陣が主体性をもって、情報セキュリティ管理等に係る内部管理態勢の整備や、役職員による不正行為(情報漏えい・インサイダー取引等)の防止に向けた職業倫理の強化に取り組んでいるかを検証する。
- ③ 過去に行政処分等を受けている金融商品取引業者等において、内部管理態勢の改善等の対応を適切に実施しているかについて確認する。

(3) 業務の継続性

- ① 顧客から財産の預託を受けて業務を行う金融商品取引業者等において、財務内容の悪化等により廃業等の動きが見られた場合には、顧客財産の保全状況等について細心の注意を払いつつ対応する。顧客から財産の預託を受けない金融商品取引業者等においても、業務の継続性の問題に係る情報に接した場合には、顧客保護の観点から適切に対応する。
- ② 金融機関のシステムは業務運営の根幹をなすインフラであり、システムの高度化・複雑化に伴い、システム障害の発生による顧客取引への影響は益々大きなものとなっている。特に、金融商品取引業者等において、システム障害事例が頻発していることを踏まえ、システムの継続性について、経営陣による主導性とコミットメントの下で、適切なリスク管理が図られているか確認する。
- ③ 新型インフルエンザの流行や地震等に備えた業務継続態勢が構築されているかについて確認する。

(4) 無登録業者等

- ① 未公開株の勧誘事案や、集団投資スキーム(ファンド)持分の詐欺的な勧誘事案等が、引き続き見られている。これらを含め、無登録で金融商品取引業を行っている業者に対しては、警察当局等とも連携して対応する。無登録の海外所在業者が国内投資家向けに勧誘を行っている場合も、適切な対応を図る。
- ② 登録を受けた金融商品取引業者等についても、登録後に業務遂行のための人的構成を欠くなどの不適切事案が見られる。金融商品取引業の信用を失墜させかねないこのような事案には、法令に基づき、厳正に対応する。

(以上)